

SAGA2024国スポ 宿泊事務実施要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024国スポ宿泊要項」(以下「宿泊要項」という。)に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

SAGA2024国スポ合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という。)は、SAGA2024国スポに参加し、又は派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県体育・スポーツ協会会長
	本部役員	
視察員(後催県視察員を除く)		佐賀県内の各競技団体の長
競技会役員		
競技役員	県内	全国を統括する各競技団体の長
	県外	
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
大会役員		宿泊希望のあった各団体等の代表者
特別招待者		
その他大会関係者 (後催県視察員を含む)		

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、合同配宿本部が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2) 宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループ又は行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、宿泊者以外に行動を共にする者がいない場合は、宿泊者本人を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

SAGA2024国スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申込まなければならない。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みできるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、合同配宿本部から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、合同配宿本部は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

SAGA2024国スポ配宿センター

住 所：〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町 1-10 ニュー寺元ビル 2階

電 話：0952-41-1601

FAX：0952-41-1604

システムのインターネットアドレス：別に定める

オ 申込期限

(ア) 事前登録

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	令和6年6月17日（月）まで

(注) 事前登録のない場合、宿泊本申込は認められない。

(イ) 宿泊本申込

区分	対象	申込期限
都道府県選手団(選手・監督)、競技会役員、競技役員(県内、県外)	水泳、体操、ローイング、カヌー、バレーボール(ビーチバレー)、セーリング、トライアスロン、自転車、相撲、レスリング	令和6年8月13日(火)まで
	サッカー、テニス、ソフトテニス、ライフル射撃、クレー射撃、剣道、ゴルフ、ボウリング	令和6年8月28日(水)まで
	上記以外の競技	令和6年9月4日(水)まで
都道府県選手団(本部役員)、視察員、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	水泳、体操、ローイング、カヌー、バレーボール(ビーチバレー)、セーリング、トライアスロン、自転車、相撲、レスリング	令和6年7月29日(月)まで
	サッカー、テニス、ソフトテニス、ライフル射撃、クレー射撃、剣道、ゴルフ、ボウリング	令和6年8月9日(金)まで
	上記以外の競技、開・閉会式	令和6年8月16日(金)まで

(注) 宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

(4) 宿舎の決定

- ア 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。
- イ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。
- ウ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。
- エ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町実行委員会(以下「市町委員会」という。)に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようにする。

(5) 宿泊の変更及び取消し

- ア 宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。
また、都道府県選手団等の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、

「第 68 回国民体育大会における宿泊について」（平成 25 年 9 月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号）の趣旨に基づき、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会に報告する。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、合同配宿本部がシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みができるものとする。

エ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果を記録する。

オ 選手・監督が競技敗退後又は荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。

ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は取消しの理由となる事実が決定した後発生し、また申し出の効力の発生は宿舎に申し出ることによって発生する。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項の定めるところにより、各宿舎の指定する方法により精算を行う。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票（様式 1）等により互いに確認する。
- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書（様式 2）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。
- (4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書 3 片のうち 1 片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1 片を速やかに合同配宿本部へ送付する。また、残りの 1 片は指定宿舎が保管する。
- (5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、合同配宿本部がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、SAGA2024国スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。